

国際商取引学会 オンライン会議に関する解釈指針

2020年7月28日 理事会決定

(本解釈指針の目的・適用時期)

本解釈指針は、①国際商取引学会会則（以下、会則という。）第3条1項（全国研究大会の開催）、会則第3条2項（地域部会・専門部会の開催）、会則第9条（総会の開催）、会則第15条（理事会の開催）に係る開催方法、および②会則第10条（総会の審議・議決）、会則第16条（理事会の審議・議決）に定める審議・議決方法につき、対面での開催・審議・議決が困難な場合に、会長の判断により、オンラインでの開催・審議・議決が可能であることを明確化するものである。2019年11月1日から遡って適用する。

(全国研究大会、地域部会)

1. 会則第3条1項にいう全国研究大会は、対面での開催が困難な場合に、会長の判断により、本部事務局の適切な管理の下、対面に代えてオンライン（例：Zoom等によるネット上の会議）で開催することができる。
2. 会則第3条2項にいう地域部会・専門部会は、対面での開催が困難な場合に、会長の判断により、各事務局の適切な管理の下、対面に代えてオンライン（例：Zoom等によるネット上の会議）で開催することができる。

(総会、理事会)

3. 会則第9条にいう総会、会則第15条にいう理事会の開催は、対面での開催が困難な場合に、会長の判断により、本部事務局の適切な管理の下、対面に代えてオンライン（例：Zoom等によるネット上の会議、Eメールによる持回り審議）で開催することができる。
4. 会則第10条にいう総会、会則第16条にいう理事会における審議・議決は、対面での審議・議決が困難な場合に、会長の判断により、本部事務局の適切な管理の下、対面に代えてオンライン（例：Zoom等によるネット上の会議・投票、Eメールによる持回り審議）で審議・議決することができる。

以上